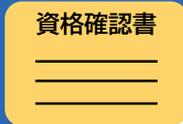


マイナ保険証でも

資格確認書でも

保険診療を受けられます！



令和6年12月2日に、従来の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。
※従来の保険証は、令和7年12月1日まで引き続きご利用いただけます。

マイナ保険証のメリット

診療履歴等に基づいたより良い医療が受けられる！

入院費、通院費の自己負担限度額を超える一時的な支払いが不要になる！

転職しても保険証としてずっと使える！

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

マイナ保険証をお持ちでない場合には、資格確認書をご利用ください！

資格確認書イメージ

資格確認書を提示していただくことでこれまで通り保険診療を受けることができます。

詳しくはこちら↓



船員保険部ホームページ

船員保険 資格確認書		本人(被保険者)	
記号XXXXXXXXXX	番号XXXXXXXX	枝番XX	
氏名	XXX XXXX		
生年月日	平成X年X月X日		
性別	男		
資格取得年月日	令和X年X月X日		
有効期限	令和11年11月30日		
保険者番号	02130011		
保険者名称	全国健康保険協会船員保険部		
保険者所在地	東京都千代田区富士見2-7-2		

